

平成 27 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 12月定例会付託案件	2
1. 所管事務調査	33

平成 27 年 12 月 7 日（月曜日）

文教福祉委員会会議録

平成27年12月7日 月曜日

午前10時06分開議

午後 2時20分開議（実時間176分）

委員 橋本幸一君

委員 前垣信三君

委員 幸村香代子君

※欠席委員

君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第108号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第109号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第112号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号
1. 議案第114号・指定管理者の指定について（八代市立希望の里たいよう）
1. 議案第124号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第125号・八代市泉地域福祉センター条例及び八代市五家荘デイサービスセンター条例の一部改正について
1. 議案第126号・八代市保健センター条例の一部改正について
1. 議案第127号・八代市学校施設整備基金条例の制定について
1. 所管事務調査
- ・教育に関する諸問題の調査
（八代市教育大綱について）
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査
（八代市国民健康保険の財政状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長 友枝和明君
副委員長 庄野末藏君
委員 太田広則君
委員 島田一巳君
委員 田方芳信君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長	宮村博幸君
教育部総括審議員兼次長	釜道治君
教育施設課長	有馬健一君
教育政策課長	宮田徑君
健康福祉部長兼福祉事務所長	上田淑哉君
健康福祉部次長兼福祉事務所次長	小藪正君
長寿支援課長	秋田壮男君
長寿支援課副主幹兼介護給付係長	久保祝子君
長寿支援課副主幹兼地域支援係長	吉田浩君
健康福祉政策課長	西田修一君
こども未来課長	白川健次君
国保ねんきん課長	小川正芳君
国保ねんきん課長補佐	岩瀬隆敏君
障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長	上田真二君
障がい者支援課副主幹兼生活支援係長	井戸晶子君
理事兼健康推進課長	蒲生尚子君

○記録担当書記

松本和美君

（午前10時06分開会）

○委員長（友枝和明君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼

ぶ者あり)

それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)

○委員長(友枝和明君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明をお願いします。

○教育部長(宮村博幸君) 委員長。

○委員長(友枝和明君) 宮村教育部長。

○教育部長(宮村博幸君) はい。改めましておはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)教育部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、第9款・教育費につきまして、釜教育部総括審議員兼次長が御説明をいたしますので、御審議方よろしく願いをいたします。

○教育部総括審議員兼次長(釜 道治君) 委員長。

○委員長(友枝和明君) 釜教育部総括審議員兼次長。

○教育部総括審議員兼次長(釜 道治君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)次長の釜です。本日はどうぞよろしく願いをいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長(友枝和明君) はい、どうぞ。

○教育部総括審議員兼次長(釜 道治君) 議

案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号のうち、教育部所管分について説明をさせていただきます。

以降の説明におきまして、お手元に予算書と、先日、補足資料といたしまして、議案第107号の関係資料ということでお配りをいたしておりますが、お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。この資料でございます。

それでは、始めさせていただきます。

まず、説明に入ります前にでございますが、例年12月定例市議会におきましては、事業費補正に加えまして人件費補正をお願いしておりますので、まず今回の人件費補正の概要について説明をさせていただきます。この説明に当たりましては資料は特にございません。

まず、今回人件費補正を必要といたします要因としましては、人事異動に伴う職員数の変動、育児休業の取得、市町村職員共済組合負担金率の改定、被用者年金の一元化に伴う制度改正の影響などが主なものであり、それぞれ、後ほど説明します予算の目ごとに、増減額の補正をお願いしておりますのでございます。

また、例年、人事院勧告に基づく給与改定についても、あわせて補正をお願いしているところではありますが、人事院勧告では本年度も月例給、一時金ともに引き上げ改定が勧告され、先日の12月4日の閣議で完全実施の方針が決定されたところでありますが、国においては来年の通常国会に給与法改正案が提出されることとなっておりますことから、本市におきましても年内の改定を見送っている状況でございます。

まず、資料に入ります前に、人件費関係の基本的な考え方について説明をさせていただきます。

それでは、予算書に基づき順次説明をさせていただきます。

まず、予算書の4ページをお開きください。

4ページの款9・教育費に、4億9774万6000円を追加し、補正後の額を60億7512万2000円とするものでございます。なお、補正額4億9774万6000円の所管別内訳は、教育部所管分が5億1391万5000円の増額、経済文化交流部所管分がマイナス1616万9000円でございます。

5ページに移ります。

今回の補正で、小学校、中学校、幼稚園の非構造部材の耐震化事業に係る予算をお願いしております。より早期の完了を目指し今回補正予算を計上しておりますが、工期的には次年度にわたることから、記載のとおり繰越明許費を設定しておるところでございます。

次に、9ページをお開きください。

9ページの、歳出、款9・教育費の補正に伴う特定財源の説明をさせていただきます。国庫支出金欄の1億3634万9000円は、10ページから11ページの、目の5・教育費国庫補助金に記載しております、小学校では太田郷小学校体育館ほか3小学校、中学校では第一中学校体育館ほか8校、幼稚園では代陽幼稚園園舎ほか1園の非構造部材耐震改修事業補助金と、同じく11ページの節4・幼稚園費補助金の説明欄にあります、幼稚園就園奨励費補助金の合計でございます。内容は、後ほど説明をさせていただきます。

次に、9ページに再度お戻りをいただきまして、地方債4億750万円の内容でございますが、これは、13ページから14ページに記載をしております、小中幼稚園の非構造部材耐震化改修事業に当たる市債全額でございます。後ほど、説明資料で補足の資料を説明をさせていただきます。

それでは、歳出の説明に移ります。27ページをお開きください。

27ページの下欄になりますが、項1・教育総務費の目2・事務局費です。4021万8

000円の減額でございます。

まず、事務局費の給料、職員手当、共済費が、大幅に減額となっております理由について説明をいたします。事務局費では、53人分の人件費を措置するものでありますが、本年4月から図書館への指定管理者制度の導入が決定しておりましたことから、当初予算作成時点では、図書館に勤務しておりました職員の異動先が確定できないため、事務局費に人件費を張りつけておりました。その関係も含め都合7人分の人件費が不用となったことと、加えまして育児休業の取得が1人あったことから、大幅な減額となったものでございます。以上が人件費の大幅な減額の理由でございます。

次に、積立金の学校施設整備基金事業148万4000円でございますが、これは、平成25年度末をもって廃校となった旧宮地東小学校跡地の有効活用を行うに当たり、本来は有償貸し付けなどを行った場合には補助金相当額を国に返還する必要がありますが、その補助金の返還を行うことなく、また、今後の学校施設の整備に充てるための基金を新たに設置するため、文部科学省が定めた手続きに基づき積み立てを行うものでございます。なお、あわせて議案第127号にて八代市学校施設整備基金条例の制定をお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

補足を、配付いたしております別紙資料にて説明をさせていただきます。

関係資料の1ページをおあけいただきたいと思います。旧宮地東小学校の有償貸与に係る財産処分手続についてという資料でございます。よろしいでしょうか。

まず1番目に、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化という部分がございますが、国庫補助を受けて建設された学校施設を学校以外に転用したり売却する場合は、原則として補助金相当額の国庫納付等の財産処分の手続が必要とな

ります。文科省では、廃校を積極的に活用していただくため、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物などの場合は、財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図り、地方公共団体の取り組みを支援をしていただくということになっております。

そこで、2でございますが、旧宮地東小学校の貸付内容ということでございますが、(3)契約の相手方、福岡市の株式会社Be B l o o m。(4)で貸し付けの期間、平成27年7月8日から平成30年3月31日まででございます。仮称ではございますが、泊まれるみんなの学校ということで新年度から利用が予定されております。その準備を現在進めているところでございます。(5)貸付料。契約日から1年間は無償とし、2年目以降は月額15万円とするという契約を結んでおります。

そこで、3番目の有償貸与のケースということで整理しております。校舎概要でございますが、平成9年3月に竣工しておりますので18年経過、構造、木造一部鉄筋コンクリートづくりということで、国庫補助事業完了後10年以上経過でございますから、国庫納付金は不要という手続を今進めたところです。

(2)で、補助金相当額以上の基金積み立てが必要ということが条件でございます。そこで、整備基金条例の設置をお願いをしております。今回予算で補助金相当額148万3986円以上の基金を積み立てるとというのが、文科省からの処分承認の条件でございます。その内容の通知書が、2ページに添付いたしておりますとおりでございます。この2ページの1番に、補助金相当額148万3986円以上を、貴域内の学校の施設整備に要する経費に充てることを目的に基金として積み立て、適切に運用することということになっております。

こういう手続をこれまで進めてまいりましたことから、今回その積み立てをお願いをいたし

ておるところでございます。

なお、財産の貸し付けに係る市議会の議決につきましては、本年6月定例会市議会でその承認をいただいております。

次に、目3・教育サポートセンター費です。690万1000円の増額です。3人分に要する人件費で、人事異動による影響でございます。

次に、次ページの項2・小学校費の目3・学校建設費でございます。今、ページ28ページの上段に移っております。よろしく申し上げます。1億9842万4000円の増額でございます。

学校施設につきましては、学習の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、本市でも平成23年度に耐震化計画を策定し、おかげさまで、今年度末をもって耐震化率100%となる見込みとなったところでございます。

しかしながら、東日本大震災において、非構造部材でも甚大な被害が生じ、学校の体育館等の天井材が全面落下した事象等も発生したことから、文科省から、構造体の耐震化とあわせ、対象となる体育館や武道場のつり天井等についても、平成27年度までに完了するよう要請がなされたところでございます。

その対策として本市でも、平成25年度に非構造部材の耐震点検を実施し、26年度に調査及び実施設計を行い準備を進めてまいりましたが、27年度、本年度は、これまで進めてきた主体構造部の耐震化の完了を最優先とし、非構造部材の耐震化に要する当初予算の計上は見送っていたところでございます。今般、財源的な面で国からの交付金が確保できることになったため、より早期に非構造部材の耐震改修事業に取り組むため、今回補正予算の計上に至ったところでございます。

事業の内容について、別紙資料であわせて説明をさせていただきます。

資料の３ページ、Ａ３の横長の紙でございます。これに、小中幼稚園の内容について記載をさせていただきますいております。

まず小学校の関係でございますが、予算書の説明欄に事業費等出ておりますが、太田郷、松高、高田、泉第八小学校が該当でございます。

太田郷小学校で代表して説明をさせていただきます。建築年月が昭和６３年８月、築年数、築２７年でございます。工事の実施予定期間といたしまして、２８年の６月から８月を予定をいたしております。主な工事内容につきましては、工事内容に黒丸をつけておるのが太田郷小学校の該当内容でございます。つり天井の撤去、ガラス改修、サッシ落下対策、バスケットゴールの落下対策、あわせて照明器具の取りかえ、こういったことを太田郷小学校で行います。他の３校についても、記載をしておる時期、内容で予定をいたしております。

補正額については記載のとおりで、財源としましては、国県支出金、太田郷小学校では１２２０万６０００円。これは、学校施設環境改善交付金という交付金を充てさせていただくということでございます。地方債については、３５００万円地方債活用いたしますが、その地方債は、備考欄にありますとおり、全国防災事業債と緊急防災減災債を活用をさせていただくということでございます。地方債については、一定の割合で元利償還が後年度なされるという地方債でございます。

それと、小学校費の中で、節に委託料１９６万３０００円が出てまいります。これも資料に記載しておりますとおり、泉第八小学校体育館の改修事業の分でございます。工事監理業務委託に充てる委託料でございます。

次に、項３・中学校費の目３・学校建設費でございます。３億８９８万４０００円の増額で

ございます。

同じく、中学校についても資料で御確認をいただきたいと思います。

第一中学校体育館の改修事業関係でございます。一中では、ガラス改修、サッシ落下対策、バスケットゴールの落下対策、照明器具の取りかえを行います。ほか、記載のとおり、８校についてもそれぞれの非構造部材の耐震化に取り組むことといたしております。委託料の３８０万３０００円につきましては、第一中学校と鏡中学校の改修事業における工事監理業務委託に要する経費でございます。

次に、項５・幼稚園費の目１・幼稚園費でございます。３４１３万１０００円の増額でございます。

まず、人件費関係についてでございますが、幼稚園教諭２１人中３名の育児休業取得があったことに伴う、減額が主な理由でございます。工事請負費３７６１万円につきましては、配付をいたしております資料の一番下のほう、太田郷幼稚園園舎、代陽幼稚園の園舎の非構造部材耐震改修に伴うものでございまして、両園とも外壁改修を今回行う予定といたしておるところでございます。

次に幼稚園費では、負担金補助及び交付金ということで、２３６万６０００円を計上いたしております。幼稚園就園奨励費補助金事業でございます。この概要についても、配付の資料で内容の概要を説明させていただきます。

まず、幼稚園就園奨励費補助事業の制度概要でございますが、私立幼稚園に通園する幼児を持つ保護者の経済的負担の軽減、そして、公立幼稚園、私立幼稚園間の保護者負担の格差は正のため、国の幼稚園就園奨励費補助事業を活用し、市が経費の一部を補助するものでございます。具体の補助額につきましては、世帯の平成２７年度の市民税の課税状況、該当園児の兄、姉——いわゆる兄弟の構成などから補助限度額

を判定し、実際に２７年度に支払っていただく保育料等の合計額の範囲で支給するものでございます。

補正の概要としましては、まず、当初予算で２３２人分の２８４０万円を見込んでおりましたが、９月末現在で２０８人で補助額が２８９万５８００円、当初予算から５５万８０００円の不足、３月末をこれまでの状況も参考に試算をいたしまして、２３８人で３０７万６０００円が必要になるというふうに判断いたしましたので、その差額の２３万６０００円を補正をお願いしておりますのでございます。

その理由としましては、所得の低い世帯の増加ということが数字的に出てきたということと、対象見込みが６名ほどふえる見込みとなったということから、補正をお願いをいたしておりますのでございます。

以上が幼稚園費でございます。

次に、３０ページに移ります。

項６・学校給食費の目１・学校給食費でございます。４５万７０００円の減額です。９人分に要する人件費補正で、諸手当の変動と共済組合負担金率の改定等によるものでございます。

次が、項の７・社会教育費の目１・社会教育総務費でございます。４５万５０００円の増額です。９人分に要する人件費で、人事異動による影響が主な要因でございます。

次に、目２・公民館費、２９万８０００円の増額でございます。２６人分に要する人件費で、人事異動による影響が主な要因でございます。

最後となりますが、１つ飛びまして、目５・博物館費でございます。１４万４０００円の減額でございます。８人分に要する人件費で、人事異動による影響が主な要因でございます。

以上、教育部所管分の補正予算の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について

質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。まずですね、学校施設整備基金事業についてなんですが、ちょっとわからないところがあるので質問をしたいんですが、無償による財産処分の場合というふうに記載をされていて、今回これが有償での貸し付けというふうになるんですが、ここはなぜこうなるんですかね。これでいいっていうふうに判断されたところがちょっとよくわからないんですが。

○教育施設課長（有馬健一君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） 教育施設課、有馬でございます。よろしくお願いいたします。

この資料につきましては、無償による財産処分の場合ということで表現してございますけども、代表的なところで無償ということで表現してございますけども、この財産処分の手続きにつきましては、無償の場合は、承認の申請だけでいいということになります。で、今回の有償の場合は、有償の貸し付けまたは譲渡の場合は、この承認に当たって国庫納付金相当額以上の基金積み立てが必要になるというところが、この無償と有償の違うところでございます。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。では、この有償の貸し付けだったけんが、今回この基金を設定しなければならなかったという理解でいいですね。

じゃあ続けて、同じところなんですけど、じゃあ、今後という意味ではこの基金っていうのは、また新たな積み立てがふえていく可能性があるのかどうかということについてお尋ねを

したいんですが。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。この今回の基金積み立てにつきましては、この約3年間の積み立て——契約期間に必要な積み立てになるんですけども、今後この有償の貸し付けということで、この賃借料のほうがですね、この積み立てのほうに積み立てるような方向で今考えております。

以上でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。そのような御意見を出そうかというふうに思っていました。この15万のですね、これを基金に積み立てていったらどうかというふうなことを申し上げようと思っていましたら、そういうふうに今検討しているということでしたので、それについては理解をいたします。

じゃあ、このですね、基金が、どのようなものに使えるかっていうことについては。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。これは学校施設整備基金ということで、今後の学校施設の整備に充てるための基金ということで考えております。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。では、その学校施設整備ということで広く使えていくというふうに、それであればいいということです。何か、済いません、要綱か何かを定められますか。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。よろしいですか、はい。

○委員長（友枝和明君） 釜教育部総括審議員兼次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。当然、学校施設の経費に充てるということでございまして、先ほど私の説明の中でも、あわせてましてその基金そもそものをあわせて設置をしなければいけないということになっておりまして、八代市学校施設整備基金条例の御審議を議案第127号でお願いいたします。その中で、設置、積み立て、管理、運用益金の処理というような項目の中で、どういう使い方をするかという基本的な条例の御審議をお願いいたします。基本的に学校施設の整備に充てるということです。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） ございますか。

○委員（幸村香代子君） はい。あ、大丈夫です。はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 学校施設の非構造部材のその耐震化事業ということで、今回国の補助も受けられてできるということですね、ですが、主な工事内容を見ますと、つり天井のその撤去っていうのは当然その補助対象、これが明記されてると思うんですが、ほかにいろいろあって、このLED照明の取りかえというのでも補助対象になるんです。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今回、非構造部材の耐震化の内容としまして、基本的にそのつり天井の撤去だとか、天井にあります照明器具またはバスケットゴール等のですね、落下防止対策をする必要があるということで、調査検討したところでございまして、今回その

照明器具につきましては、今までの水銀灯が非常に老朽化してるというところで、これもあわせて工事内容として含んだところですけども、このＬＥＤに変えるところも補助の対象となるというところがございます。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 非常に喜ばしいことでございます。今までやっぱ恐らく国の事業っていうのは、従来の部材をそのままというのが今まで原則で、もう今後それも補助対象っていうのは非常に喜ばしいことです。

ぜひですね、私も以前、ＬＥＤいろんな公共施設で取りかえていったらということ申し上げたこともあったと思うんですが、やっぱりこういう機会にですね、できれば極力進めていかればいいかなと思っております。

あわせて、この幼稚園の外壁の部分ということでございますが、この、そういうのも含めてこれ、園舎の——、幼稚園の園舎のＬＥＤの取りかえてっていうのは、できなかったもんですか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今回の非構造部材の耐震化につきましては、文科省のほうで２７年度までに対応ということで要請があった部分につきましては、対象施設が体育館、武道場、それと講堂、屋内プール等の施設でございまして、これにつきましては、災害時に避難所となり得る施設ということで、大地震が起きた場合にそういった避難施設が使えないような状況があったということで、ここをまずは急いで耐震化するようにということで要請があったところがございます。

で、今回その幼稚園の園舎につきましては、以前からこの、この２つの園につきましては外壁の劣化が、老朽化が激しいということで、早急な対応が必要ということで我々のほうで考え

ていたところでございますけども、幼稚園につきましては、園児もこういった大地震があった場合の対応がなかなか難しいということで、今回この補助のほうもですね、有利な財源が使用することができるということで、外壁だけを取り組んだところでございますけども、照明につきましては、その後ですね、順次取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 最後によかですか。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今回のこの非構造部材の対象事業の対象校というのは、これで１００％完了と見ていいんですか。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。この対象校につきましては、このほかに小中学校の体育館がございまして、で、ほかの小中学校の体育館につきましても、この照明器具やバスケットゴール等の落下防止対策をする必要がございまして、で、ほかの小中学校の体育館につきましては、また、今２８年度当初にもですね、今要求を今考えておりまして、その後も、その落下防止対策等のもので、ことも予定をしております。

で、この非構造部材につきましては非常にその範囲が広がるございまして、窓ガラスのサッシだとか、外壁もこの非構造部材に入ります。またはそのいろんな備品ですね、テレビだとかそういうところも対象となりますけども、この補助の対象となるのが１つの学校で４００万以上という額になるもんですから、額の小さいものは補助の対象にならないというところございますので、ある程度のボリュームがないとこの補助を受けられないというところがございます。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

橋本委員。

○委員（橋本幸一君） この事業は平成、じゃあ27年度以降も、国の補助対象で捉えていけるんですか。単年度なんですか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。非構造部材の耐震化事業につきましては、この27年の補正と、その後もですね、取り組んでいきたいというふうに考えております。

ただ、この起債ですね、地方債のほうの全国防災事業債と緊急防災減災債が、27年度までの、これは地震対策特別措置法に係る特別会計の事業費でございまして、今回この補正予算で計上しましたものは27年度までに契約する必要があるということで、28年度以降の契約につきましてはこの起債が適用にならないというところで、この今回計上しました事業につきましては有利な財源が活用できるというところで、今回前倒しで補正予算にお願いしたところでございます。

以上です。

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員長（友枝和明君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 大体わかりました。じゃあ地方債の部分は、28年度以降はもう単独もしくはほかの起債ということで捉えて、国の事業そのものは継続という見方でよろしいんですね。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今回の国の補助のほうも、この特別会計の対応となっておりまして、28年度以降はもう一般会計のほうの——、国の補助のですね、一般会計の対応となるかと考えております。

○委員（橋本幸一君） 事業名が……。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 事業名はなくなるんで

すか。（教育施設課長有馬健一君「今回の八代市のこの学校施設非構造部材耐震化事業につきましては、まだその後も継続ということになります」と呼ぶ）いやいや、国のその、国庫部分です。（教育施設課長有馬健一君「国庫分につきましては、事業はございますけども、特別会計と一般会計が変わってくるということになってまいります」と呼ぶ）

国の出の……。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 国の出の部分が、入りの部分にですか。出の部分に、国の部分がです。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。国のですね、歳出のかかる、（委員橋本幸一君「のところが」と呼ぶ）ところが、はい、一般会計と。（委員橋本幸一君「分けられるんですね」と呼ぶ）

はい。分けております。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） 関連で。

○委員長（友枝和明君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。幼稚園のところの改修工事なんですけど、これが、外壁の改修2カ所ということになっています。で、太田郷幼稚園あたりも2400万というちょっと大きな金額なので、築もですね、36年たつてるといことで、建てかえてもいいんじゃないかという御意見もあるんですが、そのあたりはどんなふうに考えられますか。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。建物のほうにつきましては、現在、建てかえなくても大丈夫というふうに判断しておりますけども、一部、遊戯室あたりもですね、老朽化してると

いうところもありますけども、そこら辺につきましてはまた、後で検討をいろいろ進めていきたいとは考えております。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。後で検討を加えられるということなのですが、今回ガラス改修とかもあるじゃないですか。で、そうすると、非常に幼稚園あたりって窓も多くって、子供さんも小さいとかっていうことから考えれば、このあたりもあわせてされてもよかったんじゃないかなって思う部分もあるんですが、そのあたりされなかったのは。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。今回の非構造部材耐震化事業につきましては、一番まずは取り組むべきところはこの体育館と武道場でございまして、今回幼稚園の外壁が一部早く入れたというところでありますけども、ほかの小中学校の校舎の窓ガラス等もですね、その後調査をしまして、優先順位をつけながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、この幼稚園の園舎の窓ガラス等につきましても、その中で位置づけをしていきたいというふうに考えております。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 今の御説明を聞いていると、小学校、中学校あたりが優先的にされていく必要があって、幼稚園もそれに入れていきましようかというふうなニュアンスに聞こえるんですが、そうなんですかね。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。よろしいですか。

○委員長（友枝和明君） 釜教育部総括審議員兼次長。

○教育部総括審議員兼次長（釜 道治君） はい。今回補正予算でお願いをいたしたというところ

が、まずございます。要は、国の学校施設環境改善交付金の枠の中で、要は、生命、子供たちの学習の場でありますとか避難所になるということから、よりその危険性が高いものについて優先的に、なおかつ補正の枠で国と協議して確保できた範囲で、まず急ぎ対応するってことで今回この対応を図らせていただいております。

当然、説明の中でありましたように、非構造部材の範囲というのは非常に広いという状況になりますので、毎年の事業の中で、当然関連する国の補助事業等も活用しながら、今後も引き続きやっていくというようなことになります。

あわせて、ここに記載しております資料でもわかりますように、施設的に築30年を超える施設が非常に多いという状況の中で、子供の数の状況もあります、また、財政的な問題からして、即建てかえがよろしいのか、少しでもその長寿命化を図れるような形での対応を図るのか、今そこを教育委員会としても非常に大きな課題として今把握をしております、いわゆる公共——、学校、幼稚園等の今後の長寿命化対策も含めて、プランをしっかりと持たなければいけないなというのを今部内で論議をしておる状況でございます。

御指摘の部分については重々承知するところでございますが、まず今回その補正で、急ぎ対応が必要な部分ということで計上させていただいておるということで、御理解をまずいただきたいということです。

それと先ほど、地方債については復興特別会計ということで、これも非常に今、充当率が100%ということで非常に有利でございますから、そういうことも最大限活用したいということで今回上げさせていただきました。当然ほかの施設についても、いろんな論議をさせていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。この今回の補正のですね、中身であるとか事情については、重々理解をしているところです。

ただ、今釜次長おっしゃったようにですね、28年度も継続してこの事業を続けていくというふうな方針がおりの中で、やっぱり優先順位ですよ。優先順位をどんなふうに立てていくのかというふうなのを、まずは教育委員会のところでも早急に検討いただかないと、逆に言うと、公共施設の計画はですね、もうじき、27年度末までできていくっていう中でですね、やっぱりそのあたりをきちんと、計画を早急にやっば立てていただきたいなというふうに思います。

済みません、意見になってしまいました。申しわけない。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（友枝和明君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。済みません、同じ教育部の所管だと思うんですが、この8項の社会体育費という計上が上がってますが、社会体育施設の改修……。

○委員長（友枝和明君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（友枝和明君） 社会体育課所管、部署が。

○委員（前垣信三君） あ、違うんですか。

○委員長（友枝和明君） はい、違います。

○委員（前垣信三君） 済みません。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。済みません、こ

の学校施設非構造部耐震化事業概要のですね、ちょっと技術的なところ、確認だけちょっとしたいんですが。

基本はつり天井撤去でしょう。ですよ。そこにLEDをつけるとなると、つり天井を撤去するちゅうことは天井高くなりますよね。で、LEDは基本的には蛍光灯より暗いんですよ、まだ技術的には。そうすると、物すごく暗くなるような感じがするし、暗さを抑えるためにLEDをつけるのであればつるんじゃないかなという気がするんですが、技術的にはその辺の心配は要らないですか。体育館が暗くなるとか武道場が暗くなるちゅうことは、考えられないですか。その辺はどのような対応をしよう。私は、単純に暗くなるんじゃないかなと思うんですよ、つり天井外せば。その辺どうなんでしょう。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。体育館、武道場のLED照明化ということで、設計の折に照度計算しながら、暗くならないようにということで設計はしております。

で、この照明器具の落下防止対策につきましては、主にその鉄骨等にですね、強固に取りつけるんですけども、それプラス、ワイヤー等でさらに二重ですね、安全対策をするというふうな施工方法にしております。

以上でございます。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） ということは、現行のルクスを調べて、現行よりも暗くならないようにLEDを設置するというふうな考え方で、暗くならないんですよというふうに受けとめて間違いないんですか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。現行の照度より明るくなるというところで、設計をしています。

プラス、水銀灯につきましては、点灯から何分か全灯するまでに時間かかりますけども、つけ消しについてもLEDのほうが、スイッチを押せばぱっとつきますし、ぱっと消せばすぐ消えるということで、操作性のほうも向上するというところで考えております。

以上です。（委員太田広則君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） はい。以上で第9款・教育費については終了いたします。

執行部入れかえのため小会します。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午前10時55分 小会）

（午前10時57分 本会）

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部でございます。

それでは、議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号のうち、第3款・民生費及び第4款・衛生費の健康福祉部が

所管いたします分について、小藪次長より説明させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 小藪健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の小藪です。それでは、座りまして説明させていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小藪 正君） はい。それでは、別冊となっております議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算書・第7号をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。

それでは、予算書の3ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で、補正額4908万7000円を追加し、補正後の予算額は102億9416万7000円としております。

次に、項2・児童福祉費で、2094万3000円を減額補正し、88億422万4000円としております。

次に、項3・生活保護費で、補正額417万6000円を追加し、29億4701万9000円としております。

民生費の総額は、3つ上になりますが、220億4868万4000円でございます。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で、1745万6000円を減額補正し、補正後の予算額は17億7356万5000円としております。

衛生費の総額は、1つ上になりますが、46億9173万5000円でございます。

続きまして、18ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、5739万2000円を計上しております。まず、人事異動による職員6人の増加等職員14人の人件費補正として、5258万6000円の増額補正となっております。また、節19・負担金補助及び交付金に、480万6000円を計上しております。これは、平成27年4月1日施行の消防法改正により、それまでスプリンクラー等の設置義務がなかった小規模多機能型居宅介護等事業所等についても、設置が義務づけられました。そのため、スプリンクラー等の設備が未整備の施設に対し、整備の支援を行い入居者の安全を確保するものです。今回は、スプリンクラー及び消火ポンプユニットの整備としまして、松江本町の看護小規模多機能型居宅介護事業所、西王母に補助を行うものです。なお、特定財源として、国から10分の10の国庫支出金がございます。

同項、目2・老人福祉対策費で、717万2000円を計上しております。まず、人事異動など職員5人分の人件費関係の補正として、244万5000円の増額補正となっています。そのほかに、泉憩いの家管理運営事業として、節18・備品購入費472万7000円を計上しております。これは、平成27年8月ごろ、老朽化により泉憩いの家の和室及び廊下の空調機器が故障しましたが、製造から21年経過しており、メーカーにおいても部品もなく修理不可能のため、空調機器を取りかえるための経費です。なお、特定財源はありません。

次に、同項、目3・社会福祉対策費で、438万4000円を計上しております。これは、平成27年8月、老朽化により坂本地域福祉セ

ンターの食堂、休憩室及び機能回復訓練室の空調機器が故障しましたが、製造から19年が経過しており、メーカーにおいても部品もなく修理もできないため、空調機器取りかえ経費として今回補正をお願いするものです。なお、特定財源はありません。

次に、同項、目4・障害福祉対策費で、人事異動による職員1人減及び育児休業1人による等件費補正として、2004万9000円の減額補正となっています。

19ページをお願いします。

次に、同項、目5・国民年金費で、18万8000円を計上しております。まず、職員5人分の人件費補正として、62万9000円の減額補正となっています。そのほかに、節13・委託料で、年金事務事業として81万7000円を計上しております。これは、国民年金法等の改正により、来年度から、国民年金保険料の免除や納付猶予などの申請様式の変更と、若年者納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されることに伴い、システム改修を行う必要があるため補正をお願いするものです。なお、特定財源として、国の国民年金等事務費交付金10分の10があります。

続きまして、款3・民生費、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で、人事異動による職員1人増の職員20人分の人件費補正として、281万8000円の増額補正となっています。

次に、同項、目3・保育所費で、人事異動により1人減及び育児休業6人など職員72人分の人件費補正として、2376万1000円の減額補正となっています。

20ページをお願いします。

次に、款3・民生費、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で、人事異動による職員1人増等職員22人分の人件費補正として、417万6000円の増額補正となっています。

続きまして、款４・衛生費、項１・保健衛生費、目１・保健衛生総務費で、１７４５万６０００円の減額補正を計上しております。まず、人事異動による職員１人減及び休職１人等職員３５人分の人件費補正として、１８２０万９０００円の減額補正となっています。

次に、こども医療費助成事業で４０万円を計上しております。これは、現在小学６年生までを対象に実施しておりますこども医療費助成について、平成２８年４月から対象年齢を中学３年生まで拡大することを予定しており、その準備にかかわる費用でございます。内訳としまして、節１１・需用費８万８０００円は、対象年齢拡大予定分の受給資格証の作成費でございます。次の節１３・委託料３１万２０００円は、対象年齢拡大に伴う電算システム改修業務委託費でございます。なお、特定財源はありません。最後に、節２８・繰出金３５万３０００円は、診療所の人件費補正に対する診療所特別会計への繰出金です。なお、特定財源はございません。

以上で、平成２７年度八代市一般会計補正予算・第７号の健康福祉部所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。１８ページから行きますけれども、先ほど地域介護・福祉空間整備等交付金事業ということで、これまでのところ、小規模多機能のところにですね、スプリンクラーの設置ということで計画的にというようなお話だったかなというふうに思うんですが、今回、１施設ですよ。あと、その後のその計画的にという部分について、ちょっと説明していただきたいと思うんです。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の秋田でございます。よろしくお願いします。

ただいま御質問いただきました件でございますが、今年度は１カ所で、２８年度に、予定でございますが、有料老人ホームが４カ所、サービスつきの高齢者住宅で２カ所、合計６カ所希望が出ております。また２９年度には、有料老人ホームで１カ所、住宅型有料老人ホームで１カ所、合計２カ所ということで、今後、向こう２カ年で合計８カ所の予定がございます。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） じゃあその８カ所で、全て網羅できるというふうに理解していいですか。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。今回の消防法改正に伴います新たに増加した分については、以上でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。それではその２８年度、２９年度も、今回も１０分の１０国庫支出金ということだったんですけれども、２９年度までそれで進められるというふうに理解していいですか。

○委員長（友枝和明君） 久保長寿支援課副主幹兼介護給付係長。

○長寿支援課副主幹兼介護給付係長（久保祝子君） こんにちは。長寿支援課介護給付係の久保です。よろしくお願いします。

２８年、２９年度も、補助金の予定です。済みません、まだ県からは通知文が来ておりませ

るので、はっきりしたことは言えませんが、28年、29年度に——30年の3月までに、猶予期間がございますので、それまでには県のほうの補助も国からの補助も出る予定ですので、その補助によって整備をする予定でございます。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） わかりました。はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員（幸村香代子君） いいですか。済いません、なければ。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） 済いません。先ほど、泉憩いの家と坂本地域福祉センターの件で、空調のということで年数がたってるのということだったんですが、同じ施設も含めてほかの施設も、同等——同じような空調使っているってことはないんでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 西田健康福祉政策課長。

○健康福祉政策課長（西田修一君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の西田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、御指摘のとおり、各支所には地域福祉センター等がございまして、そちらのほうの空調設備につきましても、ほぼ同時期に設置されておりますので、必要に応じて今後、当初予算でありますとか、必要な対応をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。そのあたりは

計画的にお願いをしたいと思います。

で、もう1点なんですが、今回、こども医療費助成事業なんですけど、小学校6年生から中学3年生までに引き上げられるためのシステム整備ってことですが、国がこの間、このこども医療費助成については、これをやるとペナルティーを、国庫のところでですね、ペナルティーを科してきたけれども、それを撤廃しようというような検討をするというようなことだったんですが、実際今、八代市のペナルティーというのはどれぐらいの金額になってるのかというのを教えていただきたいんですが。

○委員長（友枝和明君） 白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課、白川でございます。

現在ですね、こども医療費の対象でありますゼロ歳から小学校6年生までに対します、国保の財政調整交付金の減額といいますのは、年間で約1500万円となっている状況でございます。

以上でございます。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第107号・平成27年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第１０８号・平成２７年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第１０８号・平成２７年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。引き続きまして、議案第１０８号・平成２７年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号につきまして、国保ねんきん課の小川課長より説明させますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課長の小川でございます。

平成２７年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号につきまして、御説明をさせていただきます。それでは、失礼して着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） それでは、お手元でございます議案第１０８号・平成２７年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号について御説明いたします。

１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第１条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ３２

万４０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２０６億４３６２万９０００円とするものでございます。

内容につきまして御説明いたします。

６ページをお願いいたします。

６ページ下段、３、歳出でございます。款４、項１、目１・前期高齢者納付金、節１９・負担金補助及び交付金で、３２万４０００円の追加をお願いしております。これは、社会保険診療報酬支払基金の決定に基づき納付するものでございますが、平成２７年度の算定の基準となる加入者１人当たり負担額等の伸びが想定を上回ったことにより、納付金の支払いに不足が生じるため補正増額をするものでございます。

次に上段、２、歳入でございます。款１０、項１、目１・繰越金の３２万４０００円は、歳出の補正財源とするものでございます。

以上、議案第１０８号・平成２７年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第２号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

太田委員。

○委員（太田広則君） はい。想定を上回った部分をもう少しちょっと詳しく、説明してもらえますかね。金額的には大したことはないんですが。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） なぜ不足が発生したのかという……。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 済みません。今の御質問、なぜ不足が発生したのかについての説明をということだと思いますが、前期高齢者納付金の金額は、社会保険診療報酬支払基金で決定し、通知されるものでございます。また、その金額は、当該年度の概算払いの金額

に前々年度分の精算分をあわせて決定されており、複雑な仕組みになっております。金額計算のもととなる1人当たりの負担額や伸び率を見込むに当たりまして、過去の実績を参考に推計をいたしますが、想定範囲より大きかったため不足が生じることとなったものです。

以上でございます。（笑声、「わからぬよな」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第108号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第109号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第109号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第109号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号につきまして、長寿支援課の秋田課長より説

明させますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。長寿支援課、秋田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座りまして御説明いたします。

別冊になっております議案第109号・平成27年度介護保険特別会計補正予算・第3号及び、お手元にお配りしております議案第109号関係資料を用いて御説明いたします。1枚物でございます。よろしいでしょうか。

初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に記載のとおり、今回の補正は債務負担行為の追加でございます。

内容は2ページになります。

第1表、債務負担行為補正において、地域包括支援センター運営委託（加算分）を追加しております。これは、平成28年度から29年度までの2年間で、限度額5400万円を設定するものでございます。

財源につきましては、下の表になります。国が39.5%、県が19.75%で、合わせて3199万5000円、市の一般会計繰入金が19.75%で、1066万5000円、事業収入の第1号被保険者保険料は21%で、1134万円となっております。

それでは、これまでの経緯などにつきまして、議案第109号関係資料を用いて御説明いたします。1枚物の資料でございます。

資料の1ページをごらんください。

1、債務負担行為の状況でございます。

（1）基本分は、昨年9月の補正予算で、平成27年度から29年度までの3年分、限度額2億9700万円を設定いたしております。これは、介護保険法施行規則などに基づいて、市

内6カ所の地域包括支援センターに、それぞれ常勤職員として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などを1人ずつ、合計3人配置するための経費が主なものでございます。

次に、(2)加算分も、昨年9月に設定したもので、平成27年度1年分、限度額2030万円を、先ほどの基本分とあわせまして議会の御承認をいただいております。本来加算分は、厚生労働省老健局の通知に基づき、相談件数の増加や困難事例の対応など業務量や役割に応じ、基本分で不足する人員体制を確保するためのものでございます。しかし、昨年9月の段階では、平成27年度施行の介護保険制度改革の影響について不明な点もありましたので、暫定的に圏域の高齢者人口を参考に算定といたしておりました。

そこで今回、(3)加算分において、27年度制度改革の影響を勘案した上で、28年度から29年度まで2年分について、限度額5400万円の債務負担行為を設定するものでございます。

その根拠は、次の表、2、(3)加算分の対象業務の見込みをごらんください。厚生労働省老健局の通知に従い、困難事例などの対応あるいは新たな業務量や役割について、センター1カ所当たりの見込みをまとめたものでございます。

①困難事例などは、高齢者の虐待事案などでございまして、相談件数は年約2割ほどふえていることに基づいて積算いたしております。

次の②以下は、27年度制度改革により新たに生じたものでございます。

②新しい総合事業は、後ほど条例改正案の中でも御説明いたしますが、28年度から、生活上の支援が必要な方に対し一層の自立支援を進めるため、ケアマネジメントなどに約400時間の増加を見込んでいただいております。

次の、③在宅医療介護連携は、医療介護連携

多職種研修会などの運営支援が主なものです。

次に、④認知症施策推進は、28年度に認知症サービス利用状況調査を予定していることや、28年度から医療機関と連携した同行訪問も予定していることから、所要の時間を計上いたしております。

次の、⑤地域ケア会議は、個別的な支援や地域づくりのための充実分として、所要の時間を計上いたしております。

最後に、⑥生活支援体制整備については、28年度から市内全域を担当する生活支援コーディネーターの配置を行い、地域包括支援センターと共同で圏域ごとの生活支援体制の整備を進める予定であることに加え、29年度からは状況に応じてコーディネーターの拡充を予定しておりますので、所要の時間を計上いたしております。

これらの見込み時間の合計は、平成27年度が1100時間余り、28年度以降は1800時間を超える見込みでございます。そこで、28年度からの加算分については、各センターにそれぞれ有資格者1人を常勤として配置することとし、1センター当たり年額で450万円、6センター2年分で5400万円を限度として、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、裏面の2ページをお願いします。

2ページの3、圏域別の実績では、地域包括支援センターの各圏域ごとに、過去3年間の相談件数の実績を掲載し、あわせて、高齢者数、高齢化率、要支援の人数、要介護の人数を記載しておりますので、御参考いただければと思います。

以上をもちまして議案第109号の説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（島田一巳君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 島田委員。

○委員（島田一巳君） はい。今の説明にありました、加算分の対象業務（時間）見込みですけども、これ、時間外の意味ですか。どういう意味ですかね、これ。よくわからないのでお願いします。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。こちらの加算分の対象業務の時間見込みでございますが、通常の業務につきましては、基本分の範囲内で行われております。で、その基本分を超えて新たに生じた事業——これまでは、26年度以前については大きな問題となっていなかった部分、あるいは、26年度以前の制度では対応しなくてよかった部分が、27年度以降ふえてきているというのがございますので、そのふえてきた要因、要素について、こちらの2のほうで計上してるものでございます。

以上です。（委員島田一巳君「はい、いいです」と呼ぶ）

○委員（田方芳信君） いいですか。

○委員長（友枝和明君） 田方委員。

○委員（田方芳信君） 濟いませぬ、困難事例で休日・夜間対応で、2割ほど虐待がふえてるということですけど、これは、虐待ちゅうのは、どういった面で虐待ちゅうのが行われてるんですかね。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。先ほど私、困難事例の例として、高齢者虐待などの事案がふえてきておりますということで御説明いたしました。虐待の事案については、担当係長のほうから御説明させたいと思います。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主

幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）長寿支援課地域支援係、吉田と申します。よろしくお願いいたします。

高齢者虐待の状況につきましては、虐待と申しましても、身体的虐待あるいは経済的虐待——いわゆる、年金を子供さん御夫婦が押さえて御本人様にお渡ししないとこういうケースが幾つかございます。そのような中で、身体的虐待だけではなく経済的虐待も含めまして、伸びてきているという状況にはございます。

以上です。（委員田方芳信君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（田方芳信君） それともう1点いいですか。

○委員長（友枝和明君） 田方委員。

○委員（田方芳信君） 地域ケア会議ですよ。年間12回です。これは10回から12回ある。これは、ケア推進会議ちゅうのは、どういった内容の話をされるわけですかね。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい。地域ケア会議と申しますのは、非常に広い範囲がございまして、個別の困難事例などを通して、地域における社会資源、こういったものを開発するということにつなげるという部分がございます。

しかしながら現在の地域会議につきましては、それぞれの処遇困難事例を対象にするものであったり、今回新たに設けられました新しい総合事業、こういった方向でいくのがよいのかという部分も検討したりしております。

また、地域包括支援センターにおきまして

も、それぞれで地域ケア会議をさまざまなケースで開催してるというのが実情でございます。

（委員田方芳信君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

ほかにありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。ちょっと教えていただきたくて、あれなんです、27年度の制度改正分ということがあって、介護保険制度が大きく、要支援ですね、要支援とか、介護1になったんですかね、が、市町村の事業となっていくというふうな改正が行われましたよね。それに伴うものだというふうに思っているんですかね。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい。ただいま御質問のありました部分につきましては、②の新しい総合事業の対応分という部分に該当いたします。それ以外にも、在宅医療介護連携とか認知症施策推進が入ってきてるという状況になります。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。多分、件数ふえてるんでそこかなというふう思ったんですが、で、そんなふうになってくると、非常に28年度、29年度とかっていうふうに、こんなふうに時間がふえていくことに対して、まあ全体的になんですけど、本当にそんなふうには、人材ですよ、受け皿ですよ、そこが八代市としては、どうなんですかね、十分できているというふうに、対応できるというふうに思わ

れてるのかどうかというところを聞きたいんですが。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。ちょっと難しい部分なんです、まず人材確保の部分につきましては、一般に報道されておりますとおり、介護職からの離職というのは進んできているのが残念ながら事実でございます。景気の回復に伴いまして、他産業への人材流出というのは、現に起きております。

で、今回、地域包括センターにつきましては、ワンランク上の——質の高いといえますか、対応能力の比較的高い方を求めていく必要がありますので、新しい人を雇い入れるというよりは、むしろ、現にどこかの施設で処遇困難事例等の対応の経験のある方などを、新たに雇い入れることになるだろうというふうに理解しております。

で、現実のところといたしまして、27年度も債務負担行為を単年度として2030万持っているわけでございますけども、全部のセンターがですね、確保できたというわけではない、ありません。

で、今回は、各センターそれぞれに常勤の、要はフルタイムで勤務する専門職を置くだけの予算を確保させていただきたいということでお願いしたところでございますが、それは、やはりその人材確保という部分で、どうしても短時間で雇用するのが難しいと。フルタイムで——、やはり能力の高い方でございますので、フルタイムで勤務できるところに行かれるものですから、その分だけの予算をいただきたいという意味で、債務負担行為をお願いしたという経緯でございます。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。多分ですね、

そのあたりというのは、スキルを上げていくっていうかね、高い方をというのも、1つ課題になってくるのかなというふうに思うのと、先ほど言われたような生活支援の部分を、済ません、うろ覚えで申しわけないんですが、要支援とかになってくると何かそのあたりを、地域のNPOであるとかいろんな活動団体に担っていただくというふうな、たしか方向性があったというふうに記憶してるんです。そのあたりというのは、八代市どんなになってるんですかね。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課副主幹兼地域支援係長。

○長寿支援課副主幹兼地域支援係長（吉田 浩君） はい。ただいま御質問のとおり、国の方向性といたしましては、住民主体による支援というふうに切りかえていくという方向性にございます。

しかしながら、今現在で私どものほうでは、今回御質問もありました予防給付から生活支援事業へ移行する部分、こちらにつきましては、デイサービスとホームヘルプサービスが移行いたしますが、事業所のほうと意見交換会をこれまで5回ほど開催させていただいております。その中で新たなメニューも構築いたしまして、今回介護予防の新しい総合事業として提供することとしております。

ただ、なかなか住民主体による支援ということに即つなげるというのは、なかなか難しい部分がございますので、その部分につきましては、生活支援体制整備という部分で総合的に考えていきたいと考えております。

以上です。

○長寿支援課長（秋田壮男君） ちょっと補足で申し上げます。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。補足発

言させていただきますが、今、吉田係長が発言したとおりなんですけども、幸村委員がお話しになってる部分につきましては、非常に難しい部分がございます。で、市内全域同様、同一質の、同様内容のサービスをですね、住民主体で提供するというのは現実的には困難ということで、できる地域もあればできない地域もあるという、サービスのでこぼこ現象が発生するわけでございます。

その部分についてはですね、ちょっと課題も多いものですから、私どものほうで今、どういうふうに住民主体、NPO主体——、まち協さんなんかとどうやって協議をしていったらいいんだろうかという部分の模索中というところで、ただし、平成30年にはこれ、しないといけませんので、そこまでには何が何でもやろうということで今進めてるところでございます。

ですから、可能な段階になりましたらどんどんやっていきたいと思いますが、どうしても取り組めない地域、例えば高齢化率が異常に高い地域などについては、そもそも地域の中に対応できる人がいないということもありますので、そういう部分についてはどうしても法人主体のサービスで、そこはカバーしていかざるを得ないのかなというふうに今は考えております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。はい。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第109号・平成27年度八代市介護保険特別会計補正予算・第3号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第112号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号

○委員長(友枝和明君) 次に、議案第112号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい、委員長。

○委員長(友枝和明君) 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい。続きまして、議案第112号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号につきまして、健康福祉政策課の西田課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉政策課長(西田修一君) 委員長。

○委員長(友枝和明君) 西田健康福祉政策課長。

○健康福祉政策課長(西田修一君) はい。皆様こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)健康福祉政策課の西田でございます。よろしくお願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

○委員長(友枝和明君) はい、どうぞ。

○健康福祉政策課長(西田修一君) それでは、別冊となっております、議案第112号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算書・第1号をお願いいたします。

おめくりをいただきまして、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35万3000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ7794万7000円とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

まず、歳出から御説明いたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費、節4・共済費で、35万3000円の増額補正を行うもので、これは共済負担率改定及び被用者年金の一元化に伴う制度改正の影響によるものでございまして、椎原診療所医師1名分の共済費増額分でございます。

次に歳入でございますが、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金、節1・一般会計繰入金で、同額の35万3000円を計上いたしております。

以上で、平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長(友枝和明君) 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) なければ、これより採決いたします。

議案第112号・平成27年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第114号・指定管理者の指定について
(八代市立希望の里たいよう)

○委員長(友枝和明君) 次に、事件議案の審査に入ります。議案第114号・八代市立希望

の里たいように係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。引き続きまして、議案第114号・指定管理者の指定について、障がい者支援課の上田課長より説明させます。どうぞよろしく願いします。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（上田真二君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田障がい者支援課長。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（上田真二君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）障がい者支援課、上田でございます。

議案第114号・指定管理者の指定につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○障がい者支援課長兼障がい者虐待防止センター所長（上田真二君） 市の障害者福祉施設であります八代市立希望の里たいようの指定期間が、今年度で、今年度で終了いたしますことから、来年度からの指定管理者の候補者を選定いたしました。その候補者につきまして、本議会に提案をさせていただいたところでございます。

お手元にお届けしてあります資料に沿って、説明をいたします。議案第114号――、ありますかね、資料ございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第114号・指定管理者の指定について関係資料と表題をつけております資料になります。

まず1番、八代市立希望の里たいようについてでございます。この施設は、市が障害福祉サービス事業を行う施設として高下西町に整備

し、平成20年6月から稼働いたしております。それまで古城町にありました知的障害者授産施設のおおぞら授産所と、築添町にありました社会事業授産施設ひまわり苑の老朽化に伴いまして、2つの施設を統合し移転新築したものでございます。

障害福祉サービス事業としまして、生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業を行っております。定員が77人、登録者はことしの10月末現在で85人です。登録者の内訳は、知的障害者が55人、身体障害者が24人、精神障害者が6人となっております。なお、1日の平均利用者数は約70人でございます。

希望の里たいようのパンフレットを後ろのほうに添付しておりますので、カラープリントになりますけれども、そちらをごらんいただければと思います。

この施設は、障害のある方々が日中通われて活動される場になります。ここでは、利用者の障害の状況や本人の希望などに応じて、3つの支援事業を行っております。パンフレットの表紙にございますが、生活介護事業と就労移行支援事業、就労継続支援B型事業でございます。

その事業内容について説明をいたします。パンフレットを開いていただきまして、左のページの真ん中あたりに事業内容があります。

まず、生活介護は、常時介護を必要とする方に、食事や入浴、排せつなどの介護、創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力維持向上のための支援を行います。右側のページの上のほうに様子を写真で紹介しておりますが、血圧などを測定するバイタルチェックや、フルーツキャップづくりなどの生産活動、体力維持訓練、張り絵などの創作活動などに取り組まれる方々を支援しております。

左の事業内容に戻っていただきまして、次の就労移行支援でございますが、一般事業所での

就労を希望される方に、生産活動や職場実習などを通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うとともに、適性に合った職場を探し、就職後の職場定着のための支援を行います。右側のページにありますように、パンの製造販売や印刷の作業に取り組まれる方々を支援しています。

またもう一つの、就労継続支援B型は、通常の事業所で働くことが困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。右側のページにありますように、買い物かごの洗浄や公園での除草・清掃作業、紙箱の組み立てなどの軽作業に取り組まれている方々を支援しております。

そのほか、パンフレットの最後のページにありますように、会議室やコミュニティホールの貸し出しも行っております。

以上が希望の里たいようの概要でございます。

資料1ページに戻っていただきまして、2番の指定期間でございますが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの、これまでと同様5年間を予定いたしております。

次に3番、施設の管理経費——委託料でございますが、平成28年度から32年度まで各年度ゼロ円を予定しております。障害福祉サービスを利用される方々の受け入れに対して法に基づき国、県、市から支給されます給付費で、施設の管理運営を賄えると思っております。

次に4番、指定管理者候補者、八代市社会福祉事業団についてでございます。

八代市社会福祉事業団は、八代市が基本財産300万円、運用財産350万円を出資して、市長を理事長とする社会福祉法人として昭和52年3月31日に設立されました。設立の目的は、市が設置します各種社会福祉施設の受託経営で、施設の運営を適切かつ能率的に行うことにより、本市における社会福祉の増進に寄与す

ることとしています。役員等は、理事長、副理事長のほか、理事が6人、監事が2人、評議員が15人となっております。

事業内容は、第1種、第2種の社会福祉事業などを行っておりまして、従業員数は現在40人、うち20人は非常勤職員でございます。

受託実績は、1つ目の、知的障害者授産施設であります八代市立おおぞら授産所の事業を、昭和52年4月1日から平成20年5月31日まで受託、うち平成18年4月1日から平成20年5月31日までは指定管理者となっております。2つ目の、社会事業授産施設であります八代市立ひまわり苑の事業を、昭和52年4月1日から平成20年5月31日まで受託、こちらも平成18年4月1日から平成20年5月31日までは指定管理者となっております。3つ目の、障害児通所支援事業所であります八代市のぞみ母子センターの事業を、昭和52年4月1日から平成26年3月31日まで受託、市が事業を廃止しました後、事業団が自主運営をしております。4つ目の、八代市児童館、放課後児童クラブの事業を、昭和52年4月1日から平成20年3月31日まで受託。5つ目の、八代市児童館高田分館、放課後児童クラブの事業を、昭和53年4月1日から平成20年3月31日まで受託。6つ目の、養護老人ホームの八代市立保寿寮の事業を、平成8年4月1日から平成26年3月31日まで受託し、その後、市から譲渡を受けまして、養護老人ホーム保寿寮として運営を継続しております。7つ目の、八代市立希望の里たいようにつきましましては、平成20年6月1日から今年度まで指定管理者となっております。

次に、5番、非公募とした主な理由でございます。

希望の里たいようで行う事業は、利用される方々のさまざまな障害の特性などに適切に対応した支援が必要で、運営のノウハウや職員のス

キルが求められること。利用者の多くは知的障害のある方々で、支援者との信頼関係が支えとなっており、指定管理期間ごとに管理者や職員が変わると、精神的に不安定となるなど支障を来すおそれがあること。八代市社会福祉事業団は長年の実績の中で、運営のノウハウや職員のスキル、利用者との信頼関係を築いていること。このような事情が主な理由でございます。

そして6番、八代市立希望の里たいよう指定管理者候補者選定委員会の結果についてでございます。

非公募の場合でも、公募の場合と同様に候補者の審査、評定を行うこととなっておりますので、選定委員会を平成27年10月23日に開催いたしました。選定委員会の委員は8人で、有識者として、税理士、熊本高専教授、中九州短大教授などに委員をお願いいたしました。内容は、八代市社会福祉事業団からのプレゼンテーション、その内容に対するヒアリング、提案がありました事業計画書などについての審査を行っていただきました。

審査基準と配点は、1、事業計画書の内容が市民の平等、公平な使用を確保するものか、適否。2、事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであるか、80点。3、事業計画書の内容が管理に係る経費の縮減が図られるものであるか、30点。4、事業計画書の内容に沿った事業を安定して行うために、必要がとしておりますが、済みません、間違いで、必要な人員及び財政的基盤を有しているか、70点。5、そのほか施設の設置目的を達成するために必要と認める事項、20点という基準、配点によりまして、審査評定をしていただきました。

審査の結果は、委員8人の評定平均が、配点合計200点中157.2点でございました。公の施設の指定管理者制度に関する運用指針では、配点合計の100分の60以上を適と定め

ておりまして、100分の60を点数に直しますと120点となり、これを上回っておりますので適となったところでございます。結果を市長へ報告し、決裁がございましたので、指定管理者の候補者となったところでございます。

以上が議案第114号・指定管理者の指定についての説明でございます。御審議よろしくお願いします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

○委員（庄野末藏君） 委員長、よかですか。

○委員長（友枝和明君） 庄野委員。

○委員（庄野末藏君） 私は以前からですね、強く要望してきたのが、この非公募のしたそのわけですね。この中で2番目の、この利用者の多くは知的障害がある方で、支援者との信頼関係が支えとなっており、指定管理期間ごとに管理者、職員が変わると、精神的に不安定になる。

これは相当、今でもですね、ちらほらそういう子供たちが出ておってですね。なぜなら結局、長年おる指定管理者になった場合は、その管理者が若い人たちを雇うちゅうか、賃金を安くするためにそういう雇用する傾向があつてですね、それで今もこういう形で、事業団のほうでその面倒見てくれるちゅうことで、長年ですね、それが継続してきてるけど、やっぱりこれが一番問題と思うとですよ。

だから、もう高齢になったし、あそこば利用する子供たちというのは、もうすごい高齢ですもん。それで、親もまた高齢だし、その中で通所で通うちゅうことになると、身体的にもいろんな問題が発生して。この前のたいよう祭の中で見たときも、子供たちが相当見られぬけん、どうしたんねって言ったら、親たちが、ここ、状況がこういう状態ですということですね。

今後もこういうことですね、担当課としてもよくそこら辺をですね、考えながら取り組ん

でいってもらいたいというふうに思っております。

○委員長（友枝和明君） 要望ですね。

○委員（庄野末藏君） はい、要望です。

○委員長（友枝和明君） はい。

○委員（太田広則君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。パン工房たいようさん、かなりいろんなところで販売されていますが、販売状況、販売実績というか、というのと、それが、移動販売とかですね、パン工房さんだけで収支はきちっととってらっしゃるんでしょうか。その2点だけ教えてください。

○障がい者支援課副主幹兼生活支援係長（井戸晶子君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 井戸障がい者支援課副主幹兼生活支援係長。

○障がい者支援課副主幹兼生活支援係長（井戸晶子君） 障がい者支援課生活支援係長の井戸と申します。よろしくお願いいたします。

今議員御質問の件ですけれども、パンの製造収入が大体毎月50万以上ございまして、収支のほうとしましては、小麦粉の高騰であったりバター等の材料の高騰とかもございすけれども、事業所全体の収支としては上がっているところでございます。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） いやいや、事業所全体で上がっているのでは。パンの、パン工房自体では、赤字というふうに捉えてんですか。

○障がい者支援課副主幹兼生活支援係長（井戸晶子君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 障がい者支援課副主幹兼生活支援係長。

○障がい者支援課副主幹兼生活支援係長（井戸晶子君） はい。お答えいたします。赤字にはなっておりません。黒字を計上しているところ

でございます。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 個別に収支をじゃあとってるといふふうに捉えていいんですか。

○障がい者支援課副主幹兼生活支援係長（井戸晶子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 井戸障がい者支援課副主幹兼生活支援係長。

○障がい者支援課副主幹兼生活支援係長（井戸晶子君） はい。事業団の報告書の中には個別に収支のほう上がっておりますが、濟いません、今ちょっと手元のほうに持ち合わせておりませんけれども。

○委員（太田広則君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） 後で、じゃあ資料請求を。

○委員長（友枝和明君） はい。

ただいま太田委員から資料請求の申し出がございました。

お諮りをいたします。

本委員会として資料請求することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） はい。御異議はなしと認め、そのように決しました。資料よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） はい。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第114号・八代市立希望の里たいように係る指定管理者の指定について、可決するに

賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。(「はい、ありがとうございました」「小会」と呼ぶ者あり)

小会します。

(午前11時58分 小会)

(午前11時59分 本会)

○委員長(友枝和明君) 本会に戻します。

午前中の審議はここまでとし、休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 開議)

○委員長(友枝和明君) それでは、休憩前に引き続き文教福祉委員会を再開いたします。

◎議案第124号・八代市介護保険条例の一部改正について

◎議案第125号・八代市泉地域福祉センター条例及び八代市五家荘デイサービスセンター条例の一部改正について

○委員長(友枝和明君) 次に、条例議案の審査に入ります。議案第124号・八代市介護保険条例の一部改正について及び議案第125号・八代市泉地域福祉センター条例及び八代市五家荘デイサービスセンター条例の一部改正については関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。それでは、本2件について説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君) はい、委員長。

○委員長(友枝和明君) 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい。お昼から大変お世話になります。

それでは、ただいま委員長からもお話があり

ましたように、議案第124号・八代市介護保険条例の一部改正について並びに議案第125号・八代市泉地域福祉センター条例及び八代市五家荘デイサービスセンター条例の一部改正について、長寿支援課の秋田課長から説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長寿支援課長(秋田壮男君) 委員長。

○委員長(友枝和明君) 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長(秋田壮男君) はい。こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり)長寿支援課、秋田でございます。よろしくお願いいたします。着座して御説明申し上げます。

○委員長(友枝和明君) はい、どうぞ。

○長寿支援課長(秋田壮男君) まず資料でございますが、八代市議会12月定例会議案の37、38ページ、お願いいたします。あわせて、お手元のほうにお配りしております、議案第124号関係資料、八代市介護保険条例の一部改正、それから、議案第125号関係資料、八代市泉地域福祉センター条例及び八代市五家荘デイサービスセンター条例の一部改正について、これら資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まずは、こちらの議案書のほうから入ります。37、38ページになります。

八代市介護保険条例の一部改正についてでございます。

まず、提案の理由でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業の実施期日を変更するに当たりまして、条例の改正が必要になったためでございます。

それでは、内容につきまして、議案第124号関係資料、1枚物のほうを用いまして説明を申し上げます。

まず、改正の趣旨でございます。今年度施行となりました介護保険法改正に伴い、これまで全国一律の介護予防給付でありました訪問介護と通所介護については、図のほうでお示して

おりますとおり、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業へ移行いたします。その時期について条例に規定がありますので、改正するものです。

次に、２、改正の概要でございますが、新しい総合事業への移行時期について、これまでは平成２９年度当初からといたしておりましたが、移行準備に一定のめどが立ったことから、１年前倒しいたしまして、２８年度の当初からに変更するものでございます。そこで、新旧対照表にありますとおり、条例の附則第５条について、経過措置の終期を、現行平成２９年３月３１日から、改正案では平成２８年３月３１日に改めるものでございます。

最後に、３、施行日については、公布の日から施行といたしております。

続きまして、議案第１２５号・泉地域福祉センター条例及び八代市五家荘デイサービスセンター条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は、３９ページ、４０ページになります。

提案の理由は、この新しい総合事業を２８年度から実施するために、利用者の範囲についての規定を改める必要があることから、条例を改正するものでございます。

内容につきましては、議案第１２５号関係資料、こちらを用いまして御説明いたします。

まず、１、改正の趣旨でございます。平成２８年４月１日から新しい総合事業を実施するに当たり、関連規定を改正いたします。

次の、２、改正の概要でございますが、新しい総合事業へ移行するため、利用者の範囲を広げるものでございます。あわせて、引用する条文や用語について見直しを行っております。なお、介護保険事業で利用する施設の条例にこの利用者の範囲が規定されておりますのは、今回改正する２つでございます。

それでは、具体的な改正内容について、新旧対照表で御説明いたします。

まず、（１）八代市泉地域福祉センター条例の第７条、利用者の範囲の第１号で、現行、法——これは介護保険法ですが、法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けた者とあるところを、改正案は、法第４１条第１項に規定する居宅要介護被保険者といたしております。次に第２号は、現行、法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けた者とありますが、改正案では、法第１１５条の４５第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等に改めております。

この改正によりまして、従来、要介護または要支援の認定を受けた方が利用しておりましたが、改正後につきましては、認定を受けている方に加えまして、認定を受けていない方でも、基本チェックリストなどにより生活上の支援が必要と判断された方は利用できるようになります。

次に、裏面をお願いいたします。

（２）八代市五家荘デイサービスセンター条例でございます。第７条の利用者の範囲に関する規定の第１号及び第２号について、ただいま御説明いたしました泉地域福祉センター条例と同様の改正を行うものです。

最後に、３、施行日につきましては、平成２８年４月１日からといたしております。

以上をもちまして議案第１２４号及び議案第１２５号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。多分この条例の改正が、先ほど説明のあった、この地域包括センター運営委託に係る債務負担行為のところと関連してくるのかなというふうに思うんです

が、その説明の中でも、30年にはその移行をしなきゃいけないんですよとかというお話がありました。

で、ちょっと理解ができないのが、通常であれば十分な準備期間を経て移行していくというのが通常かなというふうに思うんですけども、それを、その1年前倒ししてできるというふうに、その準備が整ったというような説明がありましたが、ちょっとその判断のところをお聞かせいただいていいですか。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。まず、議案第124号関係資料の、図のほうで御説明をしたいと思います。

現行のほうにおきましては、まず介護給付については、見直し後も現行と同様ということでございますが、介護予防給付につきましては、この訪問看護と福祉用具等については、これも現行同様に介護予防給付ということになります。ですが、介護予防給付としてこれまで行っておりました訪問介護と通所介護につきましては、新しい総合事業、この介護予防・日常生活支援総合事業のほうに移行となります。

で、今回条例改正でお願いするのは、この訪問介護と通所介護に係る部分が主なところでございまして、その下のほうにあります、地域支援事業の介護予防事業の第2次予防事業と第1次予防事業についても、全市町村で実施する介護予防・生活支援サービス事業に移行してまいりますので、このあたりについてもあわせてお願いをしているところでございます。で、平成28年度から実施するめどがつけましたと申し上げましたのは、この訪問介護、通所介護の部分でございます。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ようございますか。

○委員（幸村香代子君） わかりました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 関連して、その議案第125号も関連してということですが、ほかの、他の校区の条例についてはその範囲が定められていないということですが、で、そのままでも通用するわけですね。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。範囲の規定がございませんので、そのまま、現行の条例のまま対応させていただこうと思っております。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） でもそれって、その泉、この2地域の条例って、ほかのセンターに条例定めて、範囲を定めてない条例に改正したほうがかえって今後ですね、いろんな法改正があったとき、わざわざまたここだけっていうこともしなくていいかと思うんですよ。何でほかのセンターに合わせなかったんです。

○長寿支援課長（秋田壮男君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 秋田長寿支援課長。

○長寿支援課長（秋田壮男君） はい。施設のほうの所管課のほうでも検討はしていただいたんですけども、実はこの利用者の範囲の規定を引用する条文がほかにもあって、結果的に今回の私どもの事業以外、直接かわらないほかの条文についても全体的な見直しが必要になるということで、そうなりますと、地域の方々との協議等もそれなりにやっぱり必要になってまいるのでしょうから、今回限られた時間の中ではとりあえずは必要な条文だけをさわらせていただきたいということで、今回お願いした次第でござい

ざいます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

今も橋本委員からの御提言がございましたのですね、それを含めて今後ですね。まあ合併後本来であればそういうのは統一しとかなくちやいけなかったんでしょうけど、そこの部分がちょっと漏れたということ。

まあ泉の場合には、居住部門ということで生活支援ハウスをあそこは持っているものですから、そこの部分がどうしても、この利用者の範囲内で規定しなければいけなかったという部分があったものですから、ですからこの分は、泉の場合にはここに利用者の範囲はうたってたということで、ただ、今後おっしゃるとおりに統一を図っていきたいと思います、はい。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） はい。時間をかけてそのようにしていただきたいです。

はい、結構です。

○委員長（友枝和明君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第124号・八代市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、議案第125号・八代市泉地域福祉センター条例及び八代市五家荘デイサービスセンター条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第126号・八代市保健センター条例の一部改正について

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第126号・八代市保健センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。大変お疲れのことと思いますが、もうしばらくおつき合いいただきたいと思います。

議案第126号・八代市保健センター条例の一部改正について、健康推進課の蒲生課長より説明させます。どうぞよろしく願いいたします。

○理事兼健康推進課長（蒲生尚子君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 蒲生健康推進課長。

○理事兼健康推進課長（蒲生尚子君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康推進課の蒲生です。座って説明させていただきます。失礼します。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○理事兼健康推進課長（蒲生尚子君） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第126号・八代市保健センター条例の一部改正について説明をいたします。

提案理由としましては、八代市保健センターには、施設使用料及び附属設備の使用料が規定

されておりますが、八代市保健センターと鏡保健センターの使用料等の不均一性や市内他施設での状況を鑑み、施設使用料、附属設備使用料の改定を行うものです。また、あわせて、施設使用の実態に合わせ施設内各部屋の名称の変更を行うに当たり、条例の改正が必要であるためでございます。

改正内容につきましては、42ページ、43ページをお願いいたします。また、内容につきましては、お配りしております八代市保健センター条例新旧対照表を用いまして説明いたします。

それでは、改正内容の主な点について御説明いたします。

まず、新旧対照表の2ページ、第6条ですが、使用料に関する規定は、現行では施設使用料と設備使用料を区別していませんでしたが、設備使用料等の実費だけを徴収することができるように第2項に改正し、公民館等他の施設の均衡を図ります。

次に、3ページの別表第2、(2)ですが、鏡保健センターにおいては施設使用料が規定されておりましたので、市保健センターと均衡を図り、新規に施設使用料を徴収できるよう追加規定しています。

また、同じく別表第2ですが、両保健センターにおいて、施設の名称を使用の実態に合わせて変更しております。八代市保健センターの集団検診室を集団検診室(大)に、機能訓練室を集団検診室(小)に、看護教室を保健指導室(和室)に変更し、鏡保健センターの機能訓練室を集団検診室に、栄養相談室を栄養指導室に、また、健康相談室を保健指導室(和室)に名称を変更しております。

そのほかでは、文言の整理等を行っております。

続きまして、改正条例の施行日ですが、議案書の43ページの中ほどにあります。附則

で、施行日を平成28年4月1日としております。なお、経過措置としまして、改正後の別表第2の規定は、この条例の施行日4月1日以降の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、従前のお取り扱いを定めております。

以上で議案第126号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(友枝和明君) 以上の部分について質疑を行います。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) 幸村委員。

○委員(幸村香代子君) はい。こちらの資料のほうなんですけれども、3ページの、今回使用料の変更に伴ってということなんです。この鏡保健センターは、前は使用料が発生してなかったということなんですかね。

○理事兼健康推進課長(蒲生尚子君) はい。

○委員長(友枝和明君) 蒲生健康推進課長。

○理事兼健康推進課長(蒲生尚子君) はい。はい、そのとおりです。使用料がありませんでした。規定がありませんでした。

○委員長(友枝和明君) いいですか。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) はい。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) なければ、これより採決いたします。

議案第126号・八代市保健センター条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(友枝和明君) 挙手全員と認め、本

案は原案のとおり可決されました。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午後１時２０分 小会）

（午後１時２１分 本会）

◎議案第１２７号・八代市学校施設整備基金条例の制定について

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

次に、議案第１２７号・八代市学校施設整備基金条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 宮村教育部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

それでは早速でございますが、議案第１２７号・八代市学校施設整備基金条例の制定につきまして、有馬教育施設課長が説明をいたしますので御審議方よろしくお願ひいたします。

○教育施設課長（有馬健一君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）教育施設課長の有馬でございます。よろしくお願ひします。

議案第１２７号・八代市学校施設整備基金条例の制定につきまして御説明申し上げます。座らせていただき御説明申し上げます。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○教育施設課長（有馬健一君） 議案書の４５ページをごらんください。

今回御提案いたします八代市学校施設整備基金条例の制定につきましては、本年度市議会６月定例会で御承認いただきました、旧宮地東小学校施設の貸し付けにかかわる議案第６０号・

財産の貸し付けについての、契約承認に関する一連の手続でございます。午前中、予算審議で御説明しました内容と重複するところもございますけれども、御理解いただければと思います。

旧宮地東小学校の貸し付けの内容につきましては、契約の相手が、福岡市に本部を置きます株式会社Ｂｅ Ｂｌｏｏｍという企業でございます。利用目的として、旧宮地東小学校の施設を宿泊施設として利用されるものでございます。契約期間が平成２７年７月８日から平成３０年３月３１日までで、貸付料が契約から１年間が無料、２年目以降が月額１５万円となっております。

文部科学省では、廃校を積極的に活用していくため、財産処分手続の大幅な簡素化、弾力化を図り、地方公共団体の取り組みを支援しております。

文部科学大臣から、平成２７年８月５日付で旧宮地東小学校の財産処分の承認をいただいておりますが、今回の旧宮地東小学校の財産処分のケースについては、国庫補助事業完了後１０年以上を経過している施設で、民間事業者への有償貸与であることから、国庫への納付金はありませんが国庫納付金相当額以上の基金積み立てが必要となっており、この基金は市内学校の施設整備に要する経費に充てることを目的としております。

このことから、補正予算で計上しました１４８万４０００円を積み立てる基金を設置するため、八代市学校施設整備基金条例の制定が必要となったことから、今回の提案に至ったものでございます。

議案書の４６ページをごらんください。

八代市学校施設整備基金条例の条文でございます。

この第１条に、基金の設置目的を示しております。八代市が設置する学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため、八代市学校施設整

備基金を設置するとしております。

なお、今回の財産処分の手続においてこの基金積み立てが必要な期間は、旧宮地東小学校の有償貸与期間のみが該当するところでございますが、契約の相手である株式会社Be Blo omは、現在のところ契約満了後も契約の更新をしたい旨の希望を持っておられますし、ほかの廃校施設においても同様に民間事業者への有償貸与などが可能性としてあることから、基金積み立ては将来的にも必要があると考えておるところでございます。

今後とも、廃校となった施設の有効活用を図りながら、廃校施設の適正管理に努めていきたいと考えております。

以上、議案第127号の説明とさせていただきます。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（友枝和明君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（太田広則君） 1点だけ。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。濟いませぬ、廃校施設の適正管理ということで、今回私一般質問させていただいて、廃校には焼却炉施設がそのまま現存しているという実態がございました。この辺との経費の財源っていう部分では、この辺はどうなっていくんですか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。ごみ焼却炉の問題ですけれども、廃校施設にも実際あったということで、その施設の所有というのはあくまでも市であるものですから、我々行政のほうで、この廃校舎の施設のごみ焼却炉の撤去については、予算を獲得していきながら撤去を図っていきたいというところで考えております。

ただ、この廃校施設の現状の所管としましては、学校が廃校になってからは普通財産ということとなっております。所管としましては財政

課のほうで所管しておりますので、財政課のほうと協議しながら、できるだけ早く撤去ができるように協議を進めていきたいというふうを考えております。

以上です。（委員太田広則君「はい、わかりました。よろしくお願ひします」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これより採決いたします。

議案第127号・八代市学校施設整備基金条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（友枝和明君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、本委員会に付託となっております請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書につきまして、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については委員長に御一任願ひたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（友枝和明君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、まず、教育に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・教育に関する諸問題の調査（八代市教育大綱について）

○委員長（友枝和明君） それでは、八代市教育大綱についての説明をお願いします。

○教育部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 宮村教育部長。

○教育部長（宮村博幸君） はい。所管事務調査といたしましてお時間をいただき、ありがとうございます。

本年4月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。教育、学術及び文化の振興に関します、総合的な施策の大綱というものを定めることとされております。本市におきましては、八代市教育振興基本計画を基本といたしまして八代市教育大綱を策定いたしましたので、その概要を宮田教育政策課長に説明をいたさせます。

○教育政策課長（宮田 徑君） はい。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 徑君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）教育政策課の宮田です。

それでは、八代市教育大綱について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座って説明をいたします。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○教育政策課長（宮田 徑君） それでは、お配りしております、八代市教育大綱についてというA4、1枚のレジュメのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、1項目め、教育大綱とはでございますが、この教育大綱は、今年度からの教育委員会制度改革に伴いまして、市長が総合教育会議で協議して定めるとされたものでございまして、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の大きな方向性を示すものでございます。

2項目めの、大綱策定のこれまでの経緯でございますけれども、本年5月に第1回の総合教育会議が開催されまして、この中で八代市教育大綱は、平成24年度に策定されている八代市教育振興基本計画をもとに策定することが確認されております。それから、教育委員会の内部で大綱の原案を作成いたしまして、教育委員会の各課かい、また、市長部局の関係課とも協議を行いまして、素案として決定をいたしました。この素案を八代市教育委員会10月定例会に報告をいたしまして、その後、11月に開催されました第2回八代市総合教育会議におきまして、市長、教育長、教育委員の協議によりまして八代市教育大綱として決定したものでございます。

3項め、大綱の内容でございますけれども、昨今の少子高齢化、高度情報化などの環境の変化、また、教育現場でのいじめや不登校問題など、教育が抱えるさまざまな問題の解決に当たっては、これまで以上に市長部局と教育委員会が密接な連携を図っていく必要があるということで、次世代を担う子供たちの健全育成という目標に向かって、両者がより連携を深めながら総合的な視点に立った教育施策を進めるという方向性を示したものとなっております。

以上が八代市教育大綱の概要でございますが、次に、お配りしております大綱本体のほうをごらんいただきたいと思います。このカラー

の表紙の、このイラストが入ってるものでございます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

この1ページ、2ページには、大綱を定めることとなった経緯、基本的な考え方、それから、大綱の期間及び展開などを記載しております。

まず、1、初めにということで、全国的に課題となっているいじめ問題や急速な少子化に対応した子育て支援など、市長部局と教育委員会が密接な連携を図る必要があること、そして、総合的な視点に立った教育施策に取り組んでいくことをうたっております。

次に、2、大綱策定の趣旨、こちらのほうでは、平成25年3月に策定いたしました八代市教育振興基本計画の経緯、それと八代市総合計画との関係、そして大綱策定の経緯を記述するとともに、本市では八代市教育振興基本計画をもとに大綱を策定することといたしています。

そして、3、大綱の期間及び展開では、教育振興基本計画と総合計画との整合性を図って、大綱の期間を平成27年度から平成29年度までとしたこと、そして、大綱の展開に当たっては、市長部局及び教育委員会の各部署が、それぞれの計画に基づいて事業を進めていく中で、お互いの協議が必要な場合に積極的に連携を図っていくことをうたっております。

次に、3ページをお願いいたします。

ここから先は、基本的に教育振興基本計画のとおりでございまして、同計画の基本理念、基本目標、基本方針を取りまとめたものとなっております。ただ、一部市長部局との連携を考慮した修正、加筆等も行っておりますので、適宜説明をさせていただきます。

まず3ページのほうでは、やつしろの絆でつむぐ心豊かな人づくりという基本理念、そして5つの基本目標を記しております。そして4ペ

ージ以降に、5つの基本目標ごとに目標の内容や基本方針を記載するという形になっております。

4ページは、1つ目の基本目標、子供たち一人一人の生きる力を育みますという、学校教育に関する事項を扱った項目でございます。学力、人間性、健康や体力を育み、生きる力を身につける教育に取り組むことがうたわれております。

次に、5ページをお願いいたします。

こちらは、2つ目の基本目標、地域とともに学校・園の教育力を高めますと、教育環境の整備充実を扱った項目でございます。全ての学校や幼稚園におきまして、よりよい教育環境を整備するとともに、学校の体制や連携の充実を図りまして、特色ある学校、幼稚園づくりに努めることをうたっております。

下段に、4つの丸印で基本方針を記載しているところですが、一番下の丸印の項目に安全教育及び安全対策を充実という部分がございますが、今回その前に、防犯や防災、交通安全などという字句を追加しております。これは、こういった分野も市長部局と連携していく部分であることから、連携を意識して語句を追加したものでございます。

次に、6ページをお願いします。

こちらは、3つ目の基本目標、学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めますと、学校と家庭、地域の連携を扱った項目でございます。この3者がさらにつながりを深め、地域社会全体で子供たちを育てていくことをうたっております。

そして、下段、5つの丸印のうち、上の3つは教育振興基本計画のとおりでございしますが、下の2つにつきましては今回新たに追加した項目でございます。学校給食における地産地消の推進や郷土メニューによるふるさとを愛する心の育成、そして福祉部門と連携した子育て支援

など、市長部局との連携を考慮いたしまして新たに追加記載したところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

こちらは、4つ目の基本目標、生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供しますと、生涯学習を扱った項目でございます。誰もが生涯を通じて楽しく学ぶことができる環境の充実を図り、豊かな社会をつくっていくことがうたわれております。

そして、最後の8ページでは、5つ目の基本目標、郷土の歴史と文化財に親しむことのできる環境を整えますと、文化財の保存と活用を扱った項目でございます。文化財の調査、保存に取り組むとともに、地域の宝として継承していくことがうたわれております。

以上が八代市教育大綱の概要でございます。

御説明申し上げましたとおり、基本的には八代市教育振興基本計画と同様でございます、その中で、市長部局と教育委員会の連携を一層深めていくことを明確にしたものとなっております。

また、参考資料として八代市教育振興基本計画の概要版のほうもお配りしておりますので、こちらのほうも後に御一読いただければと思います。

八代市教育大綱につきましては、今後、市のホームページ等で公開いたしますとともに、庁内におきましても周知を図りまして、さらなる連携が図られますよう取り組んでまいりますので、今後とも議員各位の御指導よろしく願いいたします。

以上、御報告とさせていただきます。

○委員長（友枝和明君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） はい、幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。済みません、この大綱の、例えば、何ていうかな、年次計画

とかっていうものは、これは定まらないものなんでしょうか。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。この大綱をですね、つくりましたんですけども、特に何か新しい事業を行うということではございませんで、事業につきましてはもう、これまでの教育振興基本計画に基づいて行うということになっております。で、そういった市が行うさまざまな施策、それぞれの計画に基づいて行われていくわけですけども、市長部局と教育委員会が、両者の協議が必要または望まれる場合に積極的に連携を図っていくということを、この大綱でうたったところでございます。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。そうであれば、まあ確かに言われるような感じがしたんですよ。特段何かこう新しいものがあるわけじゃないんだけど、制度改革があったので、それに整合性をとるためにつくったんですよというふうな中身としていいんですかね。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。今回の教育委員会制度の改革でも、仮に、既にですね、その自治体のほうで教育の計画が立てられている場合、総合教育会議でもうこれをもって充てるという決定がされれば、もうそれでもうよしという見解が示されております。その中で、市といたしましては、それをもとに若干連携を強くうたって修正を加えたという形になっております。

以上です。（委員幸村香代子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） はい。ほかにありま

せんか。

前垣委員。

○委員（前垣信三君） 済いません。ちょっと内容でわからぬところがあるもんですからお尋ねしますが、市長、教育長、教育委員において協議の、第1回八代市総合教育会議、5月で、その次は2回目が11月。どうも見ると年に2回ぐらいしかないのかなという感覚がするんですが、この総合教育会議という、この会議の目的といいますか、それはどういうところに、どれぐらいの頻度で開催をされるんですか。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。これまでの説明にもございましたけども、この総合教育会議は、今年度からの教育委員会制度の改革に伴いまして、教育、学術及び文化の振興に図るため重点的に講ずるべき施策について、市長部局と教育委員会の連携を図るために、協議、調整を行うという場で設けられたものでございます。

頻度的にはですね、今年度からが初めてでございましたので、年に3回あるいは4回の開催を予定しておりますけども、今まで開きましたのは、第1回が、基本的な、この総合教育会議に関する内容の説明でありますとか、設置要領の審議でありますとかを行いました。また、2回目は、この大綱の策定について協議を行いましたほか、教育委員会の各課がっております課題につきましてちょっと紹介をさせていただいたところでございます。一応回数としては、年に3回ないし4回ぐらいの開催を予定いたしております。（委員前垣信三君「はい、わかりました、いいです。はい」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（太田広則君） 1点。

○委員長（友枝和明君） 太田委員。

○委員（太田広則君） はい。ざっと見させていただいたんですが、望ましい教育環境の整備を目指しますというのがどこにも出てきてるんですが、こと環境教育とかエネルギーとかという部分がちょっと乏しいのかなという感じがするんですが、どっかにその辺の趣旨はありますか。環境教育的なところ。エネルギーを含めた。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。

○委員長（友枝和明君） 宮田教育政策課長。

○教育政策課長（宮田 径君） はい。中身的には概略的なものしか、この大綱の中にはですね、基本方針までの大きな項目しか出しておりませんので、環境教育のほうまでは出てきていないかと思いますが、本体のこの分厚いやつもあるんですけども、こちらのほうのそれぞれの個別にはですね、環境教育を含めた内容まで含んだものとなっています。

以上でございます。（委員太田広則君「よろしくお願いします」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（太田広則君） はい。

○委員長（友枝和明君） なければ、これで八代市教育大綱について終了します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入れかえのため小会します。

（午後1時43分 小会）

（午後1時45分 本会）

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

次に、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市国民健康保険の財政状況について）

○委員長（友枝和明君） それでは、八代市国

民健康保険の財政状況についての説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。大変お疲れのことと思いますが、これ、今回国民健康保険の財政状況についてということで調査をお願いしておりますけれども、先般、特別会計の決算審査特別委員会の中でもこのお話が出ましたけれども、再度文教福祉委員会の皆様に今の厳しい現状について御理解をいただきたいと思うことで、今般の調査になった次第でございます。説明につきましては、国保ねんきん課の小川課長より説明させますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課、小川でございます。

八代市国民健康保険の財政状況について御報告をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） 済みません、お配りしております、A3判横型のカラー刷りのこの資料のほう、ごらんいただきたいと思います。

さきの決算審査特別委員会におきまして、国保特別会計の財政状況が大変厳しい局面を迎えていることを御報告させていただきました。本日は、文教福祉委員会におきまして、改めて現状についての御報告をさせていただきます。

それでは、お配りしております資料のほう、ごらんいただきたいと思います。八代市国民健康保険の財政状況についてのほうをごらんいた

だきたいと思います。

左上の棒グラフ、左側が国保特別会計の歳入、右側が歳出をあらわしております。このグラフは、右側にあります表をグラフ化したものでございますが、単位は1億円であり、例えば平成24年度の歳入額は181億5000万円でございます。平成24年度から26年度までは決算からの数値、27年度から29年度までは現時点での推定値でございます。

27年度以降、歳入歳出とも棒グラフが26年度以前と比べて大きく伸びていますのは、下の米印にありますように、共同事業分が27年度以降二十数億円規模の増加を見込むためによるものでございます。

これは、保険財政共同安定化事業拠出金事業といいまして、各市が過去3カ年の医療費の実績から県国保連合会に拠出金を出し合い、実際に発生した医療費に応じて県国保連合会から交付金を受けるという仕組みです。本年度からその対象医療費が大幅にふえたため、歳出が大幅にふえておりますが、結果として歳入も大幅にふえることになります。

平成24年度以前の財政収支は現在ほど厳しいものではなく、このグラフでは表示されておりませんが、平成21年度には国保財政調整基金へ6億円の積み増しも行っております。平成24年度には歳出において保険給付費が前年度より減少する状況を鑑み、25年度からは低所得者対策による本市独自の軽減拡充を実施しております。

しかし、平成25年度から保険給付費が急激に上昇し、25年度、26年度と、形の上では歳入歳出の収支のバランスがとれているように見えますが、これは、基金からの取り崩しで何とか歳入不足を補っていたことによるものでございます。歳入のうち、紫色の部分が基金の取り崩しをあらわしております。

そして今年度、27年度は、いよいよ基金が

底をつき、歳出に赤い部分、歳入の不足が予測されます。現状のままでは、28年度以降は歳入不足がさらに拡大する見通しとなっております。

この原因につきましては、左下の折れ線グラフをごらんいただきたいと思います。

まず歳入の面では、国保税収の減少とありますが、少子高齢化によりまして、被保険者、特に15歳以上65歳未満の生産年齢人口の減少が大きな要因となりまして、国保税収の減少へとつながっております。そして、今後もこの減少傾向は続くものと予測しております。

一方歳出の面では、保険給付費の増加とありますが、いわゆる団塊の世代の方々がちょうど65歳以上75歳未満の前期高齢者に差しかかり、この年齢層の方が非常に多くなっております。決算審査特別委員会にて御報告しましたが、平成26年度の国保被保険者全体の約3分の1が前期高齢者ですが、医療費全体の中で前期高齢者が占める割合は約5割となっており、このことから、高齢者の増加が医療費の増加に大きな影響を及ぼしていると言えます。また、医療の高度化、特に高額療養費の増加が毎年度数千万円規模での伸びを示しておりまして、高齢者の増加及び医療の高度化が保険給付費の増加へとつながっており、今後もこの状況はしばらく続くものと予測しております。

なお、国民健康保険は、被用者保険に比べて高齢者が多く加入し、また、所得が少ない方々の加入割合が高くなっていることなどから、医療費は高く財政運営が厳しい状況にあり、ほかの自治体でも同じような事態を迎えております。国民健康保険が抱える構造的な問題であるとも言えますが、早急に国保財政を改善し収支のバランスをとる必要があると考えます。

続きまして、資料の右上の表をごらんいただきたいと思います。これは、先ほどの棒グラフのもととなる数値を表にしたものでございま

す。なお、平成30年度以降は、国保の都道府県化により市町村と都道府県がともに国保の運営を担っていくこととなり、現段階では財政面の詳細が不明であるため数値を表示しておりません。各年度で収支の不足が生じる見込みである箇所を、赤字で示しております。

実質単年度収支は、この表の上ではずっと赤字となっており、その下の基金残高は、取り崩しを続けた結果、27年度以降はゼロとなっております。27年度については、実質単年度収支は3億円のマイナスとなっておりますが、基金からの取り崩し1億7000万円などがありまして、歳入歳出の収支は1億2000万円のマイナスになります。しかし、28年度以降については、基金が既に底をつき、歳入歳出の差し引き額は実質単年度収支と同額となり、28年度は5億7000万円、29年度は7億5000万円のマイナスになると予測しております。

このような急速な財政状況の悪化を改善するためには、早急な対策を講じる必要があります。

資料の右下をごらんください。

まずは、医療費の適正化を図り歳出の抑制を行うため、従来から行ってまいりました取り組みをさらに強化する必要があります。特定健診や特定保健指導等、ここで挙げております取り組みをさらに推進し被保険者の方の健康を促進することが、ひいては医療費の抑制につながります。

ほかにも、税収の減少を少しでも防ぐために、滞納対策をきちんと行い、収納率の向上を今後もさらに図っていく必要があります。

このように、打てる手だては全て講じて財政健全化に取り組むべきですが、先ほどお示しました今後の収支の悪化見込みは、それらだけでは到底賄えない規模のものとなっております。そこで、抜本的な国保財政の健全化に対策

を講じる必要があります。

まず国保税率等の見直しについては、合併以降10年間据え置かれてきた経緯を踏まえ、検討すべき時期に入っていると考えます。ただし、税率を上げることは、国保財政の改善にはつながるものの、当然のことながら被保険者の負担が増大するため、慎重な対応が求められます。

国保税率等の見直し以外では、繰り上げ充用、いわゆる赤字決算や一般会計からの法定外繰り入れといった手段がありますが、これらも検討の対象とすべきと考えます。

具体的にはまだこの場で申し上げられる段階ではございませんが、今後の方策につきましては、現在市内部での協議を進めているところでございます。

本日は、八代市国民健康保険の財政状況について御報告をさせていただきました。

○委員長（友枝和明君） ありがとうございます。

本件について、何か質疑、御意見ありませんか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
委員長、よろしいですか。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。先ほど、医療の高度化とか医療費の高騰というのがありましたけど、これ、例えば人工透析を受けておられる方、非常にふえてきております。糖尿病とかですね。そういった場合に、人工透析を月水金、隔日でずっと受けていくことなんですけども、この場合にやっぱ医療費が、1人当たり年間500万以上ぐらいかかったりなんかします。あと、心臓病の手術をしたりとかいうとやっぱ数百万。そういったことで、やはりそういった生活習慣病になってそういった医療を受けるとなると、非常に1人当たりの医療費が高騰してきているということで

あります。

1人当たりの医療費が数年前と比較しまして、どんくらいやったかな、もうかなり高くなっています。それは、先ほど申しましたように、団塊の世代の人たちが前期高齢者となってきているということで、医療費がふえてきているというのはあります。

それとあわせて、被保険者数が少なくなっているという、税を賦課する被保険者数が少なくなっているというところで、そういったもろもろの要件が重なって、こういった状況になっているかと思います。

○委員長（友枝和明君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 国保財政の健全化対策ってなると、結局、保険料上げると。ここでもさっき言われたように、やっぱりかなり負担が多くなると。

繰り上げ充用って、やっぱどっちみちこれは先行き行き詰まってくるのは目に見えてる。それに法定外繰り入れってのは原則いかぬということですが、ちょっとだけこん中で聞きたいのは、この健康保険の今状況っていうのは、これはもう人件費もろもろ、これは全般のことを捉えてるんですね。この人件費も含めたところの。

で、結局法定外繰り入れって、実際見た場合、幾らぐらいやったんですか。法定外繰り入れ部分っていうのは、大体。試算的に見て、平成27年度は。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
委員長いいですか。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
今、法定内——、一般会計から繰り入れてる、法定内の部分。（委員橋本幸一君「いや、法定内の部分で、いや、法定外の部分はどのくらい上がってますか」と呼ぶ）

今は法定外からの繰り入れはやってません。

(委員橋本幸一君「いやいやいや、やるとしたらですよ」と呼ぶ)

ああ、やるとしたら。(委員橋本幸一君「やるとした場合です」と呼ぶ)

全てをですね。(委員橋本幸一君「うん。今はやってないって当然思っとるんですよ」と呼ぶ)

もう税率を改正……。

○委員長(友枝和明君) 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい。(委員橋本幸一君「ゼロにするためには、結局は法定外ちゅうことを想定した中で計算」と呼ぶ)

ということは、この赤の部分が。(委員橋本幸一君「ああ、赤の部分が丸々法定外と見てよかですか」と呼ぶ)

はい。はい、そうです。(委員橋本幸一君「赤の部分が」と呼ぶ)

実質単年度——、済みません。

○委員長(友枝和明君) 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

実質単年度収支の部分のこの赤の部分がそのまま、税率を改正しない、繰り上げ充用もしないとなると、そのままもう一般会計からこれだけ分を繰り入れなくちゃいけない。

○委員(橋本幸一君) 結局、人件費を見ていけば……。

○委員長(友枝和明君) 橋本委員。

○委員(橋本幸一君) 医療費についてはできないっていう、結局医療費部分が、結局は丸々この部分って見てちゅうことですね。医療費給付関係ですね。

人件費は結局は、あれ、出とつとですかね、一般会計から。ああそう。はい、わかりました。

大変な問題ですね。(「大変な問題な」と呼ぶ者あり)

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

委員長よろしいですか。

○委員長(友枝和明君) はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(上田淑哉君)

はい。非常に厳しい状況ということですけど、一般会計からの、例えば全部を繰り入れるとなると、やはり国保の被保険者だけじゃない方たちも多数いらっしゃるわけで、そういったこともいろいろと考えて、総合的に考えていかなくちゃいけないと思っております。

○委員(前垣信三君) はい。

○委員長(友枝和明君) 前垣委員。

○委員(前垣信三君) 済みません。平成26年度までは決算ベース、平成27年度から推定って書いてあつとですか、歳入歳出とも、今までの勾配から比べるとぐっと上がってますよね。これはあくまでも推定だから、決算値ではないからという読みで上がつとるのか。約20億ぐらい上がつとるじゃないですか。このあたりはどんな感覚で上げておられるんですか。

○国保ねんきん課長(小川正芳君) はい。

○委員長(友枝和明君) 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長(小川正芳君) はい。済みません、また繰り返しになりますけれども、この左上の棒グラフの下の米印のところで、27年度から急激に歳入歳出とも伸びておりますのが、これ、共同事業分という部分で、これは前年度までよりも二十数億円の伸びとなっております。

これが保険財政共同安定化事業拠出金といいまして、各市が過去3カ年の医療費の実績から県国保連合会に拠出金を出し合って、実際に発生した医療費に応じて県国保連合会から交付金を受けるという仕組みだったわけなんですけれども、27年度からはその対象医療費が大幅にふえたため、歳出が大幅にふえ、また、結果として歳入も大幅にふえるというふうな流れにな

っております。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
委員長いいですか。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
この状況はもう、もちろん八代市だけではございません。これ、全国的な傾向で、ですから都道府県化しようということなんですけど、それでも今もう、先ほどお話があったように、医療費を、子供の医療費を助成すれば交付税をカットするとかいう、そういった、そういうものをもう廃止してもですね、厳しい状況でございますので、やはりこれを全国的な傾向として何らかのですね、やっぱり対策というのは、今後必要になるのかなと思います。

一方で、社会保険というのは、財政状況はそんなに厳しくないということなんです。もう国保だけが、国保の財政だけが非常に赤字ということで、状況のようです。

○委員長（友枝和明君） 1つ私からも、これ要望になりますが、医療費の適正化の中ですね、重複・頻回受診者指導、これも徹底——徹底っていうんか、それと、ジェネリック薬品の推奨とか、なかなかこの受診者はそこまで、そういう薬品のあるということをあんまり知らない方がおられるもんですから、そういう方向もですね、やっぱり啓発に努めていただきたいと、これは要望にしたいと思います。

ほかにありませんか。橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今、委員長からジェネリックの話が。通知の中で、ジェネリックにした場合の医療費がこれだけになりますよと今。あれ、非常に私もいい提案かなと思うのですが、やっぱりどうですか、あれやり出して、少しはプラスになる傾向が見えたです。

○委員長（友枝和明君） 岩瀬国保ねんきん課長補佐。

○国保ねんきん課長補佐（岩瀬隆敏君） は

い。国保ねんきん課、岩瀬と申します。よろしくをお願いします。（「もうちょっと前、もうちょっと」と呼ぶ者あり）

今回は、詳しい数値を準備してきていないところですけども、ジェネリック医薬品については毎回ですね、後発医薬品に変えた場合幾らぐらい差が出てくるかというふうなですね、通知を、対象となる方にお配りしまして、医療費——まあ薬価、薬のほうのですね、薬価の抑制といったことで貢献いただきたいということで、通知を送っているところです。

具体的にはまだ数値、詳しいところは、申しわけありません、ここで手持ち持っておりませんので、ここでお知らせすることはできないです。

○委員長（友枝和明君） 小川国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（小川正芳君） はい。これは26年度ですね、実績でのお話になりますけれども、差額通知による医療費の削減効果といたしましては、一月当たり大体約48万円程度の効果が見込まれておりまして、これを1年間に換算すると約576万円で、約600万円の効果額という形でこちらのほうでは見込んでおります。

以上です。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） なければ、これで八代市国民健康保険の財政状況についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。きょうの一番最初に、開会前にあった不祥事案の件なんで

すけれども、非常にやっぱり中身的にはですね、先ほど大綱なんかいろいろありましたけれど、もう、もう少しきちんと委員会の中でもありますね、やるべきじゃないかなというふうに思うんです。

で、先ほどの報告の中では、教育委員会がどんなふうにかかわったのかとか、そういったあたりがもう全く見えないわけですから、何かそのあたりというのはやっぱり委員会としてもきちんと調査をすべきじゃないかなというふうに思います。ぜひそのような検討をお願いしたいのですが。

○委員長（友枝和明君） はい。これ、後日といたしますか、終了次第、改めてまた教育長なり教育部長なりから報告をいただきたいと思いますので、そういうところで。はい。

○委員（幸村香代子君） お願いします。個別にというお話があったんですが、やっぱり委員会としてですね、きちんとやっぱりたすところはたださないかぬし、情報をいただくところは情報をいただかないかぬし、そのあたりはですね、きちんとやる必要があるというふうに思いますので、ぜひ委員長のところで御検討いただきたいと思います。

○委員長（友枝和明君） はい、わかりました。はい。

以上で所管事務調査２件についての調査を終了します。

小会します。

（午後２時０６分 小会）

（午後２時１４分 本会）

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

要求した資料の提出でございますが、午前中本委員会で太田委員より資料請求がありました、議案第１１４号・指定管理者の指定に関する資料をお手元に配付しておりますので、後ほど御一読ください。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

当委員会の行政視察について説明しますので、小会いたします。

（午後２時１５分 小会）

（午後２時１９分 本会）

○委員長（友枝和明君） 本会に戻します。

次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお諮りいたします。

本委員会は、平成２８年１月２７日から２９日までの３日間、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査のため、大阪府堺市、兵庫県相生市、山口県下関市へ行政視察に参ります。このことについて議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思います。ですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後２時２０分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２７年１２月７日

文教福祉委員会

委員長